

「ばらまつり 2026」 キッチンカー出店募集要項

「ばらまつり 2026」に出店する団体を募集いたします。ブース出店を希望される団体の皆様は、この募集要項をよくお読みいただき、内容をご確認のうえご応募ください。
申込内容に不備がある場合、受理できないことがありますので、提出前によくご確認ください。



●募集開始から当日までのスケジュール

(※日程は変更する場合があります。)

1月14日（水）	出店団体募集・受付開始
2月13日（金）	申込締切
～2月末日	出店者決定通知
3月27日（金）	出店者説明会及び販売物最終締切
5月9日（土）	ばらまつり 2026 1日目 ※スペースの都合により、1日目に キッチンカーの出店はありません。
5月10日（日）	ばらまつり 2026 2日目

◎趣旨

ばらまつり 2026 キッチンカー出店募集要項（以下「募集要項」という。）は、ばらまつり 2026 キッチンカー出店に際し、出店者が守るべき事項、その他の必要な事項について定めるものです。

1 出店日時

令和8年5月10日（日）10：00～16：00

※雨天決行（荒天中止）

※公園に入場できるのは9：00からになります。

また、17：00までに公園から撤収してください。

2 出店場所

与野公園 のびのびひろば ※出店配置は別添会場レイアウト図参照





【ばらまつり 2025 実施時の様子】

3 出店料

さいたま観光国際協会会員：10,000円

一般：20,000円

1区画あたりの出店スペース：幅5m×奥行き2m

※当実行委員会は免税事業者のため、消費税はいただいておりません。

そのため、適格請求書やインボイス対応領収書を発行することができません。予めご承知おきください。

4 出店台数

最大10台（1事業者・団体につき1台まで）

※同じ品目を取り扱う事業者が出店する可能性があります。

※応募多数の場合、(公社)さいたま観光国際協会の会員を優先するとともに、厳正なる抽選を行い決定します。

5 出店資格

以下のいずれかの要件を満たすと主催者が判断した事業者・団体。

- (1) さいたま市内の事業者、または、さいたま市内を活動拠点としている者。
- (2) さいたま市または埼玉県内での営業を許可する保健所発行の営業許可証

を有していること。

- (3) 購入者が代金を支払う際、支払い方法の1つとして、さいたま市デジタル地域通貨「さいコイン」「たまポン」が選択できること。

※さいたま市デジタル地域通貨は、市内に法人所在地があるか代表者の居住地でないと加盟することができません。そのため、上記理由で加盟できない場合は、出店決定後に臨時の加盟登録を行なっていただきます。

- (4) 食品衛生責任者手帳（確認証）を有する者が配置されていること。

- (5) 生産物賠償責任保険（P L保険等）に加入していること。

- (6) その他、主催者が特に認める者。

※(1)から(6)いずれかの要件を満たしていても、以下のいずれかに該当する個人・法人・任意団体は出店を申し込むことができません。

①制限能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者）

②銀行取引停止処分を受けている者

③懲役または禁固の刑に処せられ、その執行が終わっていない者

④禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって勾留または起訴された者で、判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期または執行猶予期間が満了していない者

⑤申し込み業種について、申込日から過去1年位内に行政処分を受けた者

⑥集団的または常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者

⑦暴力団関係者及びそのつながりがあるとされる者

6 販売可能な商品

営業許可証の範囲内の飲食物とする。

7 販売禁止商品

消費期限が切れている飲食物、またはそれらで調理したもの、及び主催者が不適切と判断したもの。

8 ばらまつり概要

- (1) 主催

ばらまつり実行委員会（事務局：（公社）さいたま観光国際協会）

- (2) 開催日時

5月9日（土）、10日（日）10：00～16：00

※雨天決行（一部中止）

※2日間開催しますが、キッチンカーの出店は10日（日）のみとなります

(3) 会場

与野公園

(4) 交通規制【与野公園周辺道路】

両日とも10：00～16：00

(5) 昨年度来遊者

1. 5万人（1日目5千人、2日目1万人）

9 注意事項等

- (1) 出店が決定した場合は、イベント当日に販売する商品画像を提出すること。
※画像は広報物に掲載したり、報道機関等へ提供したりしますので、著作権に支障のないものをご用意ください。
- (2) キッチンカー及び物品の搬入出時は、主催者の指示に従い、事故等が起らないよう、十分注意すること。
- (3) 電力、調理用の水、その他販売に関わるものは、出店者が用意すること。
- (4) 調理に火を使用する場合は、消防法に基づく規定を遵守すること。
- (5) 出店にあたって発生したごみ及び排水は、出店者の責任において処理すること。
- (6) 営業終了後に周辺を清掃すること。
- (7) 出店場所を汚してしまった場合や公共物を破損してしまった場合は、速やかに主催者に報告するとともに、指示に従うこと。
- (8) 商品購入者からの苦情などについては、出店者自らの責任と費用をもって対応すること。主催者は一切の責任を負わない。
- (9) 集団食中毒の発生、表示ミス等による販売や商品トラブルの発生などで、商品購入者への補償、商品回収等で多額な費用がかかった場合においても、主催者は一切関知しないため、各自食品賠償保険などに加入すること。

10 申込方法

- (1) 「ばらまつり2026キッチンカー出店申し込みフォーム」または別添「出店申込書」に必要事項を記入のうえ、令和8年2月13日（金）17：00までにお申し込みください。

【ばらまつり2026キッチンカー出店申し込みフォーム】

<https://forms.gle/kzEK3DQrwHgF8sYJ8>



※「申し込みフォーム」あるいは「出店申込書」の提出に合わせ、下記4点を
<baramatsuri@stib.jp>までメールで送付してください。

【提出書類】

- ① 営業許可証一式の写し
- ② 食品賠償保険等の証明書の写し
- ③ 食品衛生責任者、またはそれに代わる資格証明書の写し
- ④販売車の車検証の写し

※申込書の場合、送付後に着信確認のご連絡をお願いします。

※お申し込みいただいた時点で、「ばらまつり2026」キッチンカー募集要項の内容に、すべて同意いただいたものとみなします。

11 申し込み及び問い合わせ先

〒330-0803

さいたま市大宮区高鼻町2-1-1 B i b l i 2F

(公社) さいたま観光国際協会内 ばらまつり実行委員会事務局

担当：観光事業課 イベント事業第3係 遊馬（あすま）、関根

TEL 048-647-8339 FAX 048-647-0126

メール baramatsuri@stib.jp